

こんなことでお困り
ではないですか？



あしがら 成年後見センター



医療や福祉サービスの手続や
契約がむずかしくてわからない。



お金や書類の管理が苦手で、
つい何度も同じものを買ったり、
使いすぎてしまう。



自分に何かあったら、
障がいのある子が
一人で生活していけるか心配。

悪質業者から電話があり、
よくわからなくて、だまされそうに
なってしまった。



成年後見制度を利用してみませんか？
成年後見制度に関する相談をお受けします
適切な窓口をご紹介します

このような困りごとに 成年後見制度は役立ちます



医療や福祉サービスの手続や
契約が難しく、ひとりでは
できない

成年後見制度を
利用すると…

成年後見人などが、分かりやすく
説明したり、代わりに手続きや
契約をしてくれます



悪徳業者から電話があり、
だまされそうになってしまった

成年後見制度を
利用すると…

誤って契約してしまった場合でも、
成年後見人等がその契約を取り消す
ことができます

今は元気だが、将来、自分が
認知症になった時に誰が
支えてくれるのか心配だ…

成年後見制度を
利用すると…

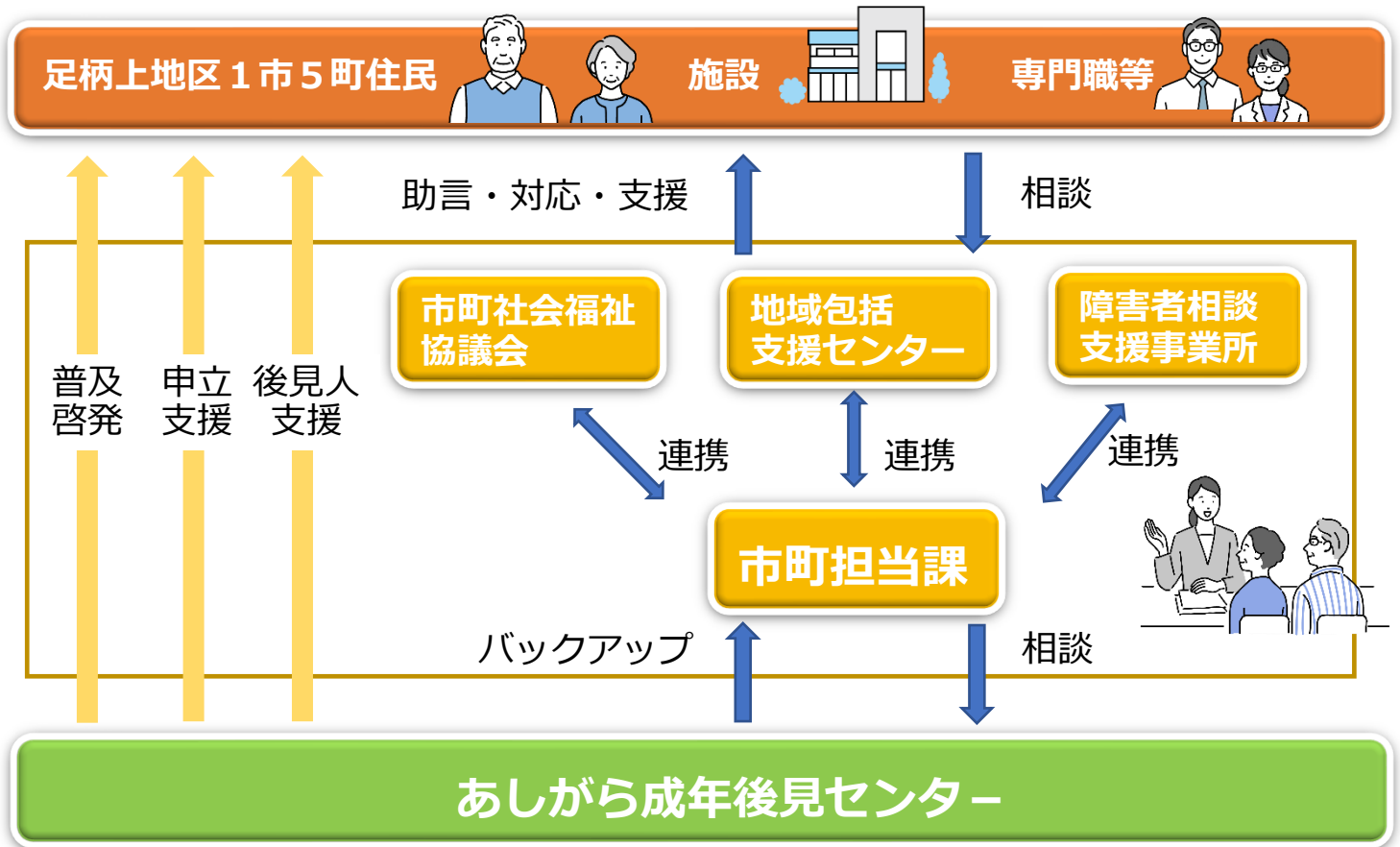
任意後見契約を結び、認知症などで
理解ができなくなった時には、
法的な代理人としてサポート
してくれます



成年後見制度とは

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る代理人（成年後見人など）を選ぶことによって、ご本人を法律的に支援する制度です。

あしがら成年後見センターの支援ネットワーク



あしがら成年後見センターでは、次のような支援を行っています

成年後見制度の相談

権利擁護に関する相談に対し、成年後見制度の利用を検討し、申立手続きなどの支援等につなげます。

申立の手続支援

家庭裁判所に申立てをする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認などの支援を行います。

後見人などの支援

親族等が後見人などに選任された後の後見業務について相談をお受けします。
※後見人など＝
後見人、保佐人、補助人

広報・講演会・研修会

成年後見制度の理解を深められるよう、講演会や研修会等を開催します。ご依頼に応じて、出前講座など随時開催します。

専門職との連携

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関すること等、弁護士や司法書士が相談をお受けいたします。



成年後見制度の利用が必要な方を、適切に利用できるようなお手伝いします

成年後見制度のご利用については、お近くの相談窓口までお問い合わせください

南足柄市	高齢介護課（地域包括支援班）	74-3196
	福祉課	73-8047
	南足柄・北足柄・福沢地区地域包括支援センター	43-7450
	岡本地区地域包括支援センター	73-1255
	社会福祉協議会	72-2109
中井町	健康課（高齢介護班）	81-5546
	福祉課（福祉班）	81-5548
	地域包括支援センター	81-2441
	社会福祉協議会	81-2261
大井町	福祉課	83-8024
	地域包括支援センター	83-8024
	社会福祉協議会	84-3294
松田町	福祉課（高齢介護係）	83-1226
	福祉課（福祉推進係）	83-1226
	地域包括支援センター	83-1191
	社会福祉協議会	82-0294
山北町	福祉課	75-3644
	地域包括支援センター	75-1941
	社会福祉協議会	75-1294
開成町	福祉介護課	84-0316
	地域包括支援センター	82-5222
	社会福祉協議会	83-7688

障がいがある方は、次の相談窓口でも受付可能です。

相談支援センター りあん	20-5014
地域支援センター ひまわり	20-7120



あしがら成年後見センター

〒250-0105 南足柄市関本 403-2 りんどう会館

社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会内

電話:0465-20-3715 e-mail: ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp

受付日時 月～金曜日 午前10時～午後4時（土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

令和4年7月1日発行